

第25回福島県地方港湾審議会 議事録

日時：平成29年6月6日（火）

午後1時30分から

場所：福島県庁本庁舎 3階

農林水産委員会室

I 出席者【20名中16名（うち、代理出席4名）】

第25回福島県地方港湾審議会 出席者名簿

平成29年6月6日

(順不同・敬称略)

	氏 名	所 属	職 名	出 欠
学識 経験者	稻村 韶	東北工業大学	名誉教授	出席
	箱木 禮子	福島大学	名誉教授	出席
関係行政機関	尾閑 良夫	東北運輸局	局長	(代理)藤澤 義人
	川瀬 弘之	東北地方整備局	局長	(代理)仙崎 達治
	長友 哲次	横浜税關	税関長	(代理)藤田 繁芳
	猪瀬 雅樹	福島海上保安部	部長	出席
関係市 町 村 長	清水 敏男	いわき市	市長	欠席
	立谷 秀清	相馬市	市長	(代理)渡部 艸
港湾関係者	吉村 優一	三洋海運(株)	常務取締役	出席
	西條 久義	日本通運(株)	郡山支店長	欠席
	久保木 幸子	福島県漁協女性部連絡協議会	会長	出席
	大曲 一行	小名浜海陸運送(株)	代表取締役社長	出席
	佐藤 敏和	小名浜水先区水先人会	会長	出席
	高木 伸司	全日本港湾労働組合 東北地方小名浜支部	執行委員長	出席
知事が 必要と 認める 者	高荒 智子	福島工業高等専門学校	准教授	欠席
	中野 理恵	(株)福島インフォメーションリサーチ & マネジメント	アートディレクター	欠席
	根本 緑	小名浜まちづくり市民会議	理事	出席
	杉本 田鶴子	医療法人杉本医院	理事	出席
	市岡 緑子	日本大学工学部	専任講師	出席
	村上 美保子	旅館朝日館	元女将	出席

II 議事録（敬称略）

【司会（猪狩港湾課主幹）】

それでは、定刻となりましたので、只今より、第25回福島県地方港湾審議会を開催いたします。本日は、ご多用中にもかかわらず、委員の皆様にはご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日、司会を務めます福島県土木部港湾課主幹の猪狩と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の審議会の出席委員数についてご報告いたします。

本日の出席委員数は、委員総数20名のうち、委員の出席が12名、代理出席者が4名、合計で16名でございます。これは、福島県地方港湾審議会条例第7条2項に定める委員の半数以上の出席者でございますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、開催にあたり福島県土木部長の大河原よりご挨拶申し上げます。

【大河原土木部長】

福島県土木部長の大河原でございます。

第25回福島県地方港湾審議会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

皆様には、ご多用中にもかかわらず、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

震災から6年余が経過いたしました。

この間、常磐自動車道の全線開通を始め、東北中央自動車道などの高速道路ネットワークの事業進展、公共インフラ復旧の進展、イノベーションコスト構想の具体化など、復興の光が強まりを見せてまいりました。

港湾につきましても、震災により甚大な被災を受けましたが、相馬港・小名浜港では、これまでに全ての公共岸壁の復旧が完了し、取扱貨物量は、既に震災前の水準を回復しております。

さて、相馬港の港湾計画につきましては、平成7年の改訂以降、社会経済情勢の変化に伴う様々な要請に基づき変更を行っており、平成25年には、現在4号ふ頭地区で整備が進められているLNG基地の立地計画に対応するため、土地造成及び貨物を受け入れる施設などを、港湾計画に位置付けたところであります。

本日ご審議いただく内容は、相馬港における進出予定企業の事業展開や海釣り公園の整備に伴う土地利用計画及び分区の変更、3、4号ふ頭地区の埋立完了に伴う臨港地区への指定案について、皆様にお諮りしたいと考えております。

皆様におかれましては、各分野のお立場から、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げまして挨拶といたします。

本日はどうぞ、よろしくお願ひいたします。

【司会（猪狩港湾課主幹）】

続きまして、本日、ご出席していただいている委員の皆様をご紹介させていただきます。

東北工業大学名誉教授で、本審議会の会長であります 稲村 肇様です。

福島大学名誉教授 箱木 禮子様です。

東北運輸局長 尾関 良夫様の代理の東北運輸局 交通政策部長 藤澤 義人様です。

東北地方整備局長 川瀬 弘之様の代理の東北地方整備局小名浜港湾事務所長 仙崎 達治様です。

横浜税関長 長友 哲次様の代理の小名浜税関支署長 藤田 繁芳様です。

福島海上保安部長 猪瀬 雅樹様です。

なお、猪瀬様におかれましては、前任の松川委員の後任として、4月から就任されました。

相馬市長 立谷 秀清様の代理の相馬市 産業部長 渡部 卓様です。

三洋海運株式会社 常務取締役 吉村 真一様です。

福島県漁協女性部連絡協議会長 久保木 幸子様です。

小名浜海陸運送株式会社 代表取締役社長 大曲 一行様です。

小名浜水先区水先人会長 佐藤 敏和様です。

全日本港湾労働組合 東北地方小名浜支部 執行委員長 高木 伸司様です。

小名浜まちづくり市民会議 理事 根本 綾様です。

医療法人杉本医院 理事 杉本 田鶴子様です。

日本大学工学部 専任講師 市岡 綾子様です。

旅館朝日館 村上 美保子様です。

なお、本日は、いわき市長の清水 敏男様と、

日本通運株式会社 郡山支店長の西條 久義様、

福島工業高等専門学校 准教授の高荒 智子様、

株式会社福島インフォメーションリサーチ&マネジメント アートディレクターの中野理恵様におかれましては、所用のため欠席されております。

ここで、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

- 1 「第25回福島県地方港湾審議会次第」でございます。
- 2 本日の「出席者名簿」でございます。
- 3 当審議会の「配席図」でございます。
- 4 「第25回福島県地方港湾審議会資料」右肩に（資料1）と記載しているものでございます。
- 5 本日の説明用のスクリーンを印刷したカラーの資料で（資料2）（資料3）（資料4）でございます。
- 6 「相馬港 港湾計画書 軽易な変更（案）」でございます。緑色の冊子でございます。
- 7 同じく「同 計画資料（案）」でございます。

以上でございますが、不足資料はございませんでしょうか？

ここで、相馬港港湾管理者福島県 代表者福島県知事より「相馬港港湾計画の軽易な変更について」「相馬港臨港地区の指定案について」「相馬港臨港地区分区の指定案及び変更について」当審議会あてに諮問いたします。

恐れ入りますが、稻村会長、お立ち願います。

大河原部長、お願いします。

【大河原土木部長】

諮問 福島県地方港湾審議会会长様

相馬港港湾管理者 福島県代表者 福島県知事

相馬港に関する次の事項について、貴審議会の意見を求める。

1つ 相馬港港湾計画の軽易な変更について

1つ 相馬港臨港地区の指定案について

1つ 相馬港臨港地区分区の指定案及び変更について

ご審議よろしくお願ひします。

【司会（猪狩港湾課主幹）】

続きまして、稲村会長より一言、ご挨拶をお願いします。

【稲村会長】

前回は小名浜港の港湾計画改訂について審議いたしましたが、今度は相馬港で、先程部長から話がありましたように、LNG 基地の建設がどんどん進んでいるということに加え、さらに企業立地が少しづつ展開しはじめたことに伴う行政手続きに関する審議をいたします。

そういうことで、福島県まだまだ原子力災害等いろいろ問題がありますけれど、港湾を中心にどんどん復興が進んできており、非常に期待をしています。

本日は3件審議案件がありますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【司会（猪狩港湾課主幹）】

ありがとうございました。

それでは、福島県地方港湾審議会運営要領第4条第1項の規程により、審議会は会長が主宰するものとしておりますので、この後の議事につきましては、稲村会長にお願いしたいと存じます。稲村会長よろしくお願ひいたします。

【稲村会長】

はい。それでは早速、議事を進めます。

まず、本日の議事録署名人を選出します。

特に選出方法についてご提案がございますでしょうか。

なければ私議長の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

〔委員より「異議無し」の声〕

意義がないようですのでそのようにさせていただきます。

それでは前回に引き続き、箱木委員と吉村委員によろしくお願ひいたします。

続きまして、次第の4の議事に入りたいと思います。

先程ありました諮問案件としまして、議題の①相馬港港湾計画の軽易な変更について事務局より説明をお願いします。

【益子港湾課長】

はい。それでは事務局の方から説明させていただきます。

私、港湾課長の益子と申します。よろしくお願ひいたします。

それではまず、議題①相馬港港湾計画の軽易な変更について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。諮問案件、議題①相馬港港湾計画の軽易な変更についてです。

これにつきましては、本計画書、港湾法第3条の第3項の規定に基づきまして、記載の審議会等の議を経まして、平成25年12月交通政策審議会第54回港湾分科会の議を経た相馬港の港湾計画の軽易な変更をするものでございます。

変更内容につきましては、お手元の緑色の相馬港港湾計画書軽易な変更と、相馬港港湾計画資料軽易な変更の2冊ありますので、こちらはあとでご覧になつていただければと思います。

内容につきましては、お手元の資料2、議題①相馬港港湾計画の軽易な変更についてで説明させていただきたいと思います。

港湾計画につきましては新規と変更がございますが、今回は変更です。

変更には、「改訂」「一部変更」「軽易な変更」と3つの種類がございますが、今回ご審議いただく内容は、土地利用計画の変更であり、変更の合計面積が20ha未満のため「軽易な変更」に該当いたします。

続きまして、一枚めくつていただきまして2ページです。

相馬港の概要について説明させていただきます。まず相馬港周辺の企業等立地状況です。

相馬港内及び背後地に立地する企業等ですが、特に最近の動向としましては、ご覧になつていただいております真ん中ほど4号ふ頭というところがありますが、こちらの方で今、石油資源開発株式会社がLNG基地の建設を進めているところであります。

またエネルギー関連としましては、左側の方に赤く枠で囲んであるところがあります。

電力・火力発電所の関係で、相馬エネルギーパーク合同会社が火力発電所を現在建設中であります。

それから1号ふ頭につきましては、鋼材関係を扱うアイ・テックが今、加工場等を建設中であります。

以上が最近の企業進出の状況です。

次に、もう1ページめくつていただきて3ページです。

相馬港の取扱貨物量についてご説明いたします。

相馬港の取扱貨物量、だいたい年間約600万トン前後で推移しております。平成28年は551万トン。東日本大震災の影響によりまして、13ある岸壁すべてが被災しました。平成23年の取扱貨物量はほとんど無い状況でしたが、平成26年度末には、全ての岸壁が復旧しております。現在、震災前の水準まで取扱貨物量が回復している状況です。

取扱貨物の内訳ですが、石炭の輸入が80%以上を占めております、次いで砂利・砂、石炭灰等の移出となっております。

次のページをお願いします。平成28年相馬港取扱貨物量の内訳です。

主なところで輸出は、完成自動車ということですが、これは中古自動車の東南アジア方面の輸出となっております。輸入は、背後火力発電所がありますが、こちらの石炭輸入が

ほとんどを占めています。また国内輸送の移出の方ですが、非金属鉱物としまして、石炭灰、石膏などが出されているところです。移入の砂利・砂、セメント等は工事用資材として入っておりまます。

続きまして、5ページをお開き願います。ここから港湾計画の内容についてでございます。

今回、相馬港におきます進出予定企業の事業展開、あるいは、新地町さんの海釣り公園整備に伴いまして、土地利用需要の変化に伴う3箇所で土地利用計画の変更を行うものでございます。図面でいきますと、1号ふ頭の基部①というところと、それから真ん中ほど4号ふ頭の基部②というところ、それから一番左側③で土地利用計画の変更を計画しております。

次のページ、6ページをお開き願います。

まず土地利用計画の①のところです。黄色い部分で関連企業が事業展開をしておりますが、事業用地内における工事の影響を踏まえまして、1号ふ頭地区の「緑地」を7.7haから7.3haに減とし、事業用地の「港湾関連用地」を10.2haから10.6haに増とする変更です。

次のページをお願いします。7ページですが、こちらが現状の写真となっております。下の拡大のしてあるところ、その奥のところが今回の変更箇所となっております。

続きまして次のページですが、具体的な変更の内容ですけれども、今ほど説明しましたこのエリア、黄色い部分で囲んでますところに港湾関連企業が立地しております。今回東日本大震災により、水色のラインの海岸堤防を復旧しているわけですが、こちらが堤防嵩上げするということで、港湾へ連絡する道路につきましても堤防を乗り越える形とするため嵩上げしております。この道路の嵩上げによりまして、黄色の事業用地点線部分が影響を受けまして減少となっております。この減少部分の代替地といたしまして、緑地の0.4haを今回、港湾関連用地に変更するものでございます。

続きまして、9ページをご覧いただければと思います。土地利用計画の変更②でございます。

こちらは港湾関連企業の進出に伴う事業展開に対応するため、「緑地」を5.2haから4.6haに減とし、「工業用地」を10.5haから11.1haに増とする変更です。

次のページをご覧いただきたいと思います。これが現地の写真となっております。

計画上は緑地となっており、今は更地の状況です。

11ページをご覧いただきたいと思います。今回のこの地区の変更内容でございますが、4号ふ頭地区に建設が予定されていますLNG火力発電所の送電のため、鉄塔を建設する必要がありますが、今回、周辺のLNG基地、あるいはその既存の民間施設との関係から鉄塔の建設エリアがこのエリアとなりまして、鉄塔用地及び立入防止フェンス等用地として、緑地の0.6haを「工業用地」へと変更するものでございます。

続きまして12ページですが、土地利用計画の変更③でございます。

こちらの5号ふ頭地区でございますが、震災で被災しました海釣り公園を新地町で新たに整備するため、「工業用地 19ha および危険物取扱施設用地 9ha」をそれぞれ18.7ha、8.6haに減としまして、「緑地」をその分2.6haから3.3haにと増とする変更となっております。

続きまして次のページですが、こちらが現在の状況です。5号ふ頭の一番北の方となります、護岸とその敷地の様子です。

続きまして14ページご覧いただきたいと思います。この地区の変更の内容ですが、新地町の海釣り公園が同じ場所にありましたが、平成21年に整備されたものが、東日本大震災により被災し、今回、新地町では海釣り公園復旧にあたり、北側で赤線が太くなっている部分を第2駐車場とし、手前の緑地からその第2駐車場に至るまでの専用道路を整備するということで、今回「工業用地、危険物取扱施設用地 計0.7ha」を「緑地」へ変更するというものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。今ほどの3箇所の土地利用計画をまとめたものです。赤字が今回変更となったところです。上段のカッコ書きが変更前、下段が変更後となっております。

続きまして16ページです。これが今回の土地利用計画の変更を踏まえました港湾計画図となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

【稻村会長】

はい、ただいま説明のありましたように、3件の土地利用の変更ということです。

港湾の地図を見ると端の方を少しだけ変更しているように見えますが、実は0.4haくらいですと、だいたい小学校の運動場がそのくらいで、かなり大きいんです。

0.4haが緑地から港湾関連用地、0.6haが緑地から工業用地、そして0.7haの緑地ということで、一般的な意味では結構大きな変更となります。

それでは、議題①「相馬港港湾計画の軽易な変更について」ご意見ございませんでしょうか。

いずれにしても妥当な変更だと思います。鉄塔用地で0.6haも必要なのかという話はありますけど、それは新しい産業のためということで非常に良いことだと思います。

皆様の中で、本議題について、質問、ご意見、異議などがございますでしょうか？

(特に意見なし)

それでは、特にご異議が無いようですので、議題①「相馬港港湾計画の軽易な変更について」原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔委員より「異議無し」の声〕

異議がないようですので議題①相馬港港湾計画の軽易な変更について原案のとおり可決いたします。

次に、議題②相馬港臨港地区の指定案についてと、議題③相馬港臨港地区分区の指定案及び変更については関連性があるため、事務局より一括してご説明お願ひします。

【益子港湾課長】

はい。事務局より説明いたします。

まず先程の資料1の2ページをご覧いただきたいと思います。

諮問案件議題②相馬港臨港地区の指定案について、相馬港臨港地区を次のとおり指定しよ

うとするものである。

相馬港臨港地区の指定案

1名称 相馬港臨港地区、2面積 変更前 301ha 変更後 331ha 30ha の増としております。

3変更理由につきましては、3、4号ふ頭地区の埋立完了に伴い臨港地区へ指定するものです。

続きまして3ページ、審議案件議題③相馬港臨港地区分区の指定案及び変更についてです。

相馬港臨港地区の分区を次のように指定及び変更しようとするものである。

相馬港臨港地区分区の指定及び変更案としまして、

1名称 相馬港臨港地区の分区、2面積 につきましては記載の通りでございます。

端数の整理のため内訳の和が必ずしも合計とはなっておりません。ご了承願います。また修景厚生港区のところで0のところに三角がついておりますが、実際 0.3ha ほど修景厚生港区が減っております。

3変更理由は港湾の適正な管理と円滑な運営を図るため臨港地区分区の指定を行うものであります。

議題②のほうから説明させていただきたいと思います。

資料3をご覧下さい。

議題②「相馬港臨港地区の指定案について」でございます。一枚めくっていただきますと、臨港地区及び分区についてということで、まず「臨港地区」について赤枠で囲んでおります。

臨港地区は、港湾区域である水域と一体的に管理運営する必要がある陸域を港湾法又は都市計画法に基づいて指定するものとしております。今回相馬港につきましては都市計画区域内ということで、今回案を示しまして最終的には都市計画法に基づいて指定することになります。

次のページをご覧いただきたいと思います。相馬港臨港地区の指定案です。

左側が現状、右側が変更の案となっております。今回、右側の図面でいきますと3号ふ頭地区、4号ふ頭地区の埋立完了に伴い、新たに陸域となりましたので、3号ふ頭地区的約 14ha、4号ふ頭地区的約 16ha を合わせまして、約 30ha を新たに臨港地区に指定するものでございます。

こちらが臨港地区の指定についての内容です。

続きまして「議題③相馬港臨港地区分区の指定案及び変更について」資料4をご覧ください。

分区は、臨港地区内におきまして、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止し、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるため、臨港地区を機能別に区分するものでございます。

参考に相馬港におきましては、商港区、保安港区、特殊物資港区、修景厚生港区、工業港区を指定しております。

それぞれの主な内容につきましては記載の通りです。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。こちらが分区の指定状況です。左側が現状、右側が変更となっております。

まず、1号ふ頭基部の緑地の部分の変更ですが、整備予定施設と合致した分区に変更するもので、港湾関連企業用地とするため、0.4ha を「修景厚生港区」から「商港区」へ。それから4号ふ頭地区真ん中ほどですが、事業者が送電用鉄塔を建設するため、0.6ha を「修景厚生港区」から「工業港区」へ。5号ふ頭、一番左側ですが、新地町の海釣り公園整備のため、0.7ha を「保安港区」から「修景厚生港区」へ変更するものです。

また、今ほどの埋立完了しました3号ふ頭地区につきましては、新たに指定するものですが、一般貨物取扱のため14.3ha を「商港区」へ、4号ふ頭につきましては、LNG 基地の部分の5.6ha は「保安港区」。その隣り、火力発電所建設予定地については10.5ha を「工業港区」へ新たに指定するものです。

分区面積の増減については、左下の表のとおりでございます。

以上で分区の指定及び変更内容について説明を終わります。よろしくお願ひします。

【稻村会長】

今説明がありました議題の②及び③でございます。

分区の制度というのは非常にわかりにくいかと思いますけれど、先程の緑地から港湾関連用地というふうに変えますと、修景厚生港区から工業港区とか商港区に変わってくるというものです。土地利用とまったく一対一の関係にあるというものです。

それとあと、新しい埋立地30ha。先程の話からすると非常に広大な面積の埋立が完成したということで新たに指定するというものです。

なにかご意見ござりますでしょうか。

質問でも構いません。なかなかこういう制度ですので、港湾関係者にとっては当たり前なんですかけれども、関係しない人にとってはわかりにくいものと思います。何かありましたらご意見お願ひします。

(特に意見なし)

それでは、私から質問します。今度できる火力発電所の材料は石炭ですか？

【益子港湾課長】

事務局です。

4号ふ頭地区の火力発電所は、LNG 火力発電所です。内陸の方の火力発電所は、石炭とバイオマスの混焼です。

【稻村会長】

LNG だと環境にいいと聞きます。石炭が環境に悪いわけじゃないんですけど。LNG の火力というのは非常に少ないですよね。

【益子港湾課長】

はい。関東の方にはありますが、福島ではこれだけの規模のものは初めてです。

【稻村会長】

LNGは単価が高いもので、実は東京湾なんかもLNGをかなり昔から使っているんですけど、大気汚染の状況が悪くなるとLNGを使って、あとは原油をつかっているというようなケースも非常に長い間ありました。最近はLNGの単価も少しずつ下がってきてているようです。

まだ国際的には日本は高いLNGを使っているという話もありますけれど、燃料をLNGに交換していくと非常に環境にはいいんじゃないでしょうか。

LNG火力発電所が完成したら、ぜひ見学でもされたらよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

他にご意見はございませんでしょうか？

(特に意見なし)

それでは、議題②「相馬港臨港地区の指定案について」と議題③「相馬港臨港地区分区の指定案及び変更について」原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔委員より「異議無し」の声〕

異議が無いようですので、議題②「相馬港臨港地区の指定案について」議題③「相馬港臨港地区分区の指定案及び変更について」を原案のとおり可決いたします。

次に、その他ですけれども、皆さんせっかくいらしたので、何か相馬港の港湾計画等についてご意見ありますでしょうか。なんでも結構です。

よろしいですか。

事務局から、何かございますでしょうか？

【益子港湾課長】

それでは、事務局から「今後の事務手続について」ご報告させていただきます。

今ほどご審議いただきました「相馬港港湾計画の軽易な変更」につきましては、当審議会より知事に答申をいただきまして、その後国土交通大臣へ送付後、県が変更の概要を公示することで、手続きを完了することとしております。今の予定では、県の公示は7月上旬頃を予定しております。

また、「相馬港臨港地区の指定案」につきましては、本日お諮りしました臨港地区的指定案を元に原案を作成しまして、東北地方整備局等と協議を行った後、福島県都市計画審議会へ諮り、その後、国土交通大臣へ協議し同意を得る予定でございます。その後、内容を告示し、縦覧を行うことで手続きが完了する予定です。福島県都市計画審議会へは、今のところ平成30年1月頃の審議会に諮る予定で、年度内には変更手続きを完了できるよう、進めてまいりたいと考えております。

次に、「相馬港臨港地区分区の指定案及び変更」につきましては、臨港地区分区の埋立をしました部分の新たな分区の指定は、こちら都市計画法の臨港地区指定の手続きが完了後、告示を行う予定です。

また、3箇所の分区の変更につきましては、本審議会後、変更内容を告示することで、変更手続きが完了することになります。

以上になります。

【稻村会長】

ありがとうございました。他にございますでしょうか？

【益子港湾課長】

事務局です。事務局のほうから、せっかくの機会なものですから、相馬港に関連する、最近の公共事業等の話題を提供したいと思いますがよろしいでしょうか。

【稻村会長】

そうですね。是非ご説明いただけたらと思います。

【益子港湾課長】

それではスクリーンをご覧ください。

相馬福島道路についてです。相馬福島道路は、浜通り側を縦断しております常磐自動車道と、中通り側を走っている東北縦貫自動車道を結ぶ約45kmの自動車専用道路となっております。平成29年3月、今年の3月ですが、相馬山上ICから相馬玉野ICまで約10.5kmが開通いたしました。現在通られている方も多いかと思いますが、七折れというところの難所の坂道、急カーブがあるんですが、ここが今解消されております。そしてその隣接する部分、仮称ですが靈山ICまで、平成29年度中に完成するということを聞いております。施工は国土交通省で実施しております。

全線は現在、平成32年度の開通ということで聞いておりますが、相馬福島道路が完成しますと、現在、国道115号という道路がありますが、やはり急カーブ、急勾配等ありますし、なかなか通行に支障をきたしている面もありますので、山形、県北、県中をはじめ、更に相馬港背後圏が広がってくるのではないかと思います。また生活、それから観光面でも交流人口の拡大が期待されているところです。

【稻村会長】

無料ですよね？

【益子港湾課長】

無料です。

【稻村会長】

福島北ジャンクションで東北自動車道に接続するところにゲートとかできるんでしょうか。

【大河原土木部長】

はい。福島北ジャンクションの手前に料金所が設置されて、そこから入ると有料になりますが、ジャンクションから相馬間は無料の自動車専用道ということになります。

参考までに、東北中央自動車道についてですが、福島から米沢間も今年度開通いたします。これも無料の自動車専用道路でございます。

相馬港周辺において飛躍的に高速交通ネットワークが整備されてきている状況でございます。

【益子港湾課長】

次お願いします。2つめですが、先程、稲村会長からお話をありました、相馬港のLNG基地の概要です。

こちら今、石油資源開発株式会社によってLNG受入基地が相馬港4号ふ頭地区に整備されております。これができまして、基地から宮城県岩沼まで約40kmに渡り、新しいガスパイplineが整備される予定です。現在は、新潟から仙台までガスパイplineが走っておりますが、一つここからまた、宮城県の方に岩沼まで一本新しいパイplineができ、これによりまして、LNGの安定供給が期待されております。

平成30年3月の完成と聞いております。なお、手前に見えますタンクですが23万KLということで国内最大級のタンクであります。現地に行かれるとその大きさがわかると思います。こちらも含めまして、平成29年度末の完成予定と聞いております。

関連しまして、真ん中ほどにLNGを燃料とする火力発電所も合わせて計画されております。こちらはまだ着工しておりませんが、平成32年供用開始と聞いております。

このLNG基地ができますと、燃料とする火力発電所等がありますが、冷熱産業などを含めまして関連産業の進出が期待されております。震災復興の推進、雇用創出など地域経済への波及効果についても期待されているところです。

以上です。

【稲村会長】

どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【箱木委員】

工業地帯と観光資源が非常に近いというのがこの相馬港の特徴の一つで、それから米沢経由で山形までというふうになりますと、一種の観光ルートとしても魅力ができますので、美観についても少し美しく見せるという、相馬港自身を観光地としても美しく見せながら工業地区として活用していくという車の両輪みたいなものですが、やれないことはないのではないかということが1つ。

それから福島県、農業の復興については、風評被害等で食料というところではなかなか苦勞がありますので、例えば見て楽しむもの、花とか、そういうものに関しては、地元で地産地消することもできますし、港湾整備の中である程度の量のものを植栽していければ重層的な復興というものが後押しできるのではないかと思います。

ですので、山間部と海岸部を両にらみしながら、復興を後押ししていけるような計画というのをぜひお願いしたいと思います。

【益子港湾課長】

ご意見ありがとうございます。

観光地としての美観と農業等含めた地産地消を、港の整備に生かせばとのことでござ

いますが、相馬港の全景写真を見ていただくと、現在の土地利用等からなかなか難しいところではありますが、今ほど説明しました緑地・修景緑地等含めまして、そういうった美観というものも踏まえながら対応を検討していきたいと考えております。

なお、相馬港南側に松川浦漁港というものがありまして、まだ操業試験中ではあります
が、地場の漁業産業が盛んな地域でありますし、魚市場等もありますので、こちらと連携
しながら、また隣接する海水浴場等を含めまして、地元を活かした形で復興を進めていけ
ればと思います。

引き続きよろしくお願ひします。

【稻村会長】

そういうのを検討する会議とか、調査とかやっているところもあるので、清水港なんかは色彩計画とかいろいろやられてますよね。相馬港というのがいろいろみている方は思うでしょけれど、比較的綺麗なほうですよね、見た目が。小名浜なんかも端っこの方はいいんですけど、真ん中の方はいかにも工業港ですよね。工夫によっては相馬港をかなり綺麗に見せることもできるのではないかでしょうか。

ぜひ、お金をかけなくともよい方法、市民の皆さんのが喜ぶものを会議などで提案して、今までの港湾計画にないような計画改訂とかやってくれると非常に嬉しいですよね。

ぜひ、旧来の港湾計画にとらわれず、そういうことを考えていただければと思います。
どうもご意見ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、進行を事務局に戻します。

【司会（猪狩港湾課主幹）】

どうもありがとうございました。

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

本日は貴重なご意見及びご審議、ありがとうございました。

議事録署名 箱木 禮子

吉村 夏一